

5年保存

秘

基監発第 1226003 号  
平成 15 年 12 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

医療機関の休日及び夜間勤務の適正化に係る当面の監督指導  
の進め方の留意すべき事項について

医療機関における休日及び夜間勤務の適正化に係る当面の監督指導の進め方については、平成 15 年 12 月 26 日付け基監発第 1226002 号「医療機関の休日及び夜間勤務の適正化に係る当面の監督指導の進め方について」（以下「第 1226002 号通達」という。）により指示しているところであるが、その具体的実施に当たっては、下記に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

1 対象事業場について

[Redacted content]

2 措置等について

監督指導における措置等については、第 1226002 号通達の記の 2 により指示しているところによるほか、以下によること。

(1) 宿日直勤務の実態の把握について

第 1226002 号通達の記の 2 の(2)の「宿日直勤務実態報告書」については、第 1226002 号通達の記の 2 の(1)の①から③の実態にあるか否かが明らかでない場合にのみ作成

を求めれば足りるものであること。

(2) 宿日直勤務の回数の取扱いに係る指導について

本件監督指導に当たっては、宿日直勤務に係る許可基準（昭和22年9月13日付け発基第17号及び昭和63年3月14日付け基発第150号）の3のただし書にかんがみ、許可書の附款にかかわらず、当該医療機関に勤務する18歳以上の者で法律上宿日直を行い得るすべてのものに宿日直をさせてもなお不足でありかつ勤務の労働密度が薄いと認められる場合には、宿日直勤務の回数の改善についての指導を行わなくても差し支えないこと。

(3) 専用指導文書により指導した事項等の改善について

本件監督指導に当たっては、使用者に対し、法令の趣旨、内容等について懇切丁寧に説明し、改善の必要性について十分に理解させること。

特に、第1226002号通達の記の2の(1)の専用指導文書を交付した事項については、自主的改善を促進することを基本として、ねばり強く改善を指導するよう努めること。

(4) 時間外・休日労働に対する割増賃金の取扱いについて

宿日直手当が宿日直許可の基準に基づき計算した額を著しく超えて支払われており、宿日直勤務中に従事した救急患者への対応等に対する割増賃金を当該宿日直手当に含めて支払っているとしている場合には、宿日直手当に含まれる割増賃金の額を明確にするよう指導すること。

3 医療機関の設置主体が地方自治体である場合の対応について

医療機関の設置主体が地方自治体である場合については、必要に応じ、地方自治体の当該医療機関を所管する部署に対しても、改善の要請をすること。